

沖縄本島東海岸地域の発展に向けた調査検討業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務の名称

沖縄本島東海岸地域の発展に向けた調査検討業務

2 期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3 目的

沖縄県では、県土の均衡ある発展に向けて、東海岸地域にもう一つの南北に伸びる経済の背骨を形成し、強固な経済基盤を構築することを目的に、令和3年3月に「沖縄県東海岸サンライズベルト構想」（以下、「サンライズベルト構想」という。）を策定し、これらを「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」に反映させた上、各種施策の推進を図っている。

本業務では、サンライズベルト構想に関連するこれまでの取組状況や成果をとりまとめるとともに、昨今の社会経済情勢の変化や関係市町村等へのヒアリングを踏まえて、新たな発展可能性や今後の取組の方向性等を検討するために必要な調査を行う。

4 業務内容

(1) 本島東海岸地域を取り巻く環境の変化の把握

サンライズベルト構想策定から現在までの本島東海岸地域における環境の変化等について整理すること。

取りまとめにあたっては、以下の項目は必須事項とする。

- ① 東海岸地域の人口動向、土地利用状況の変化（市町村別）
- ② 東海岸地域における観光動向（例：観光施設利用者数、宿泊施設数等）
- ③ 東海岸地域における産業集積の状況（例：国際物流拠点集積地域における立地企業数等）
- ④ 東海岸における大型施設・プロジェクト・インフラ設備状況
- ⑤ 民間企業の動向（例：設備投資額、売上高、雇用等）

※企画提案にあたっては、上記項目以外に本調査を実施するうえで必要と考えられる事項がある場合は追加してもよい。

(2) 市町村等におけるこれまでの取組状況の整理

市町村(※)、企業等が実施するサンライズベルト構想に関連する施策や事業について情報収集を行い、これまでの取組状況やその成果をとりまとめること。

なお、とりまとめにあたっては、同構想が掲げる『構想実現のための展開』ごとに整理し、表を活用するなどして分かりやすく示すこと。

※市町村：南城市、与那原町、西原町、中城村、北中城村、沖縄市、うるま市
金武町、宜野座村、名護市、東村、国頭村

(3) サンライズベルト構想に関連する計画の把握

サンライズベルト構想では、東海岸地域の発展に向けた広域的観点から、県や関係市町村等が連携しながら、同構想を推進していくこととしており、県や関係する市町村の関連計画においても整合性を図ることとしている。

そのため、これら関連計画の情報収集を行い、推進状況について整理すること。

(4) 市町村意見交換会及び関係者ヒアリングの実施

上記(1)から(3)の調査検討並びにサンライズベルト構想の効果的な推進に向けたフォローアップを目的として、本島東海岸地域に位置する関係市町村(※1)との意見交換や関係者へのヒアリングを実施し、本業務の充実を図ること。

なお、関係者ヒアリング(※2)にあたっては、同構想が掲げる『構想実現のための展開』ごとに関係する民間企業や団体をピックアップし、同構想の実現に資する取組や行政による支援の状況、今後の課題・要望等について聞き取りを行うこと。

※1 関係市町村：南城市、与那原町、西原町、中城村、北中城村、沖縄市、うるま市
金武町、宜野座村、名護市、東村、国頭村を想定

※2 想定されるヒアリング先：サンライズベルト構想に位置付けられた「マリンタウン MICE エリア」や「IT イノベーション拠点」「産業集積拠点」等に進出した企業及びその関係者

(5) 課題等の整理

サンライズベルト構想の着実な推進を図るためには、昨今の社会経済情勢の動きや関係市町村、民間企業等の意向を適切に反映していく必要があることから、これらの要素と上記(1)から(4)の内容及び県が別途取りまとめる取組状況等を踏まえつつ、課題や新たな発展可能性等について検討を行い、整理すること。

(6) 構想の推進に向けた今後の取組の方向性検討

上記(1)から(5)の内容を基に、サンライズベルト構想の推進に向けた現在の進捗状況や今後の課題等について総括するとともに、今後、重点的に取り組むべき施策を整理するなど、同構想を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の取組の方向性について検討すること。

(7) 報告書作成

上記(1)から(6)の内容を報告書としてとりまとめること。なお、令和7年11月頃目途に中間報告を行うこと。

5 再委託の制限

再委託については以下のとおり制限するが、実施を予定する場合、内容を示すこと。

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りではない。

＜その他簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）

- ・ 原稿データの入力及び集計等

6 その他、留意事項

- (1) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。